

第5章 計画の実現に向けて

5-1 協働のための役割

緑豊かなまちづくりを実現するため、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが重要です。

「美しい水と緑のオアシス 飯塚 ー未来の子どもたちに引き継ぐ 水と緑のふるさとづくりー」の実現を目指し、市民、事業者、行政の役割の明確化が必要です。



■各取組みの役割分担表

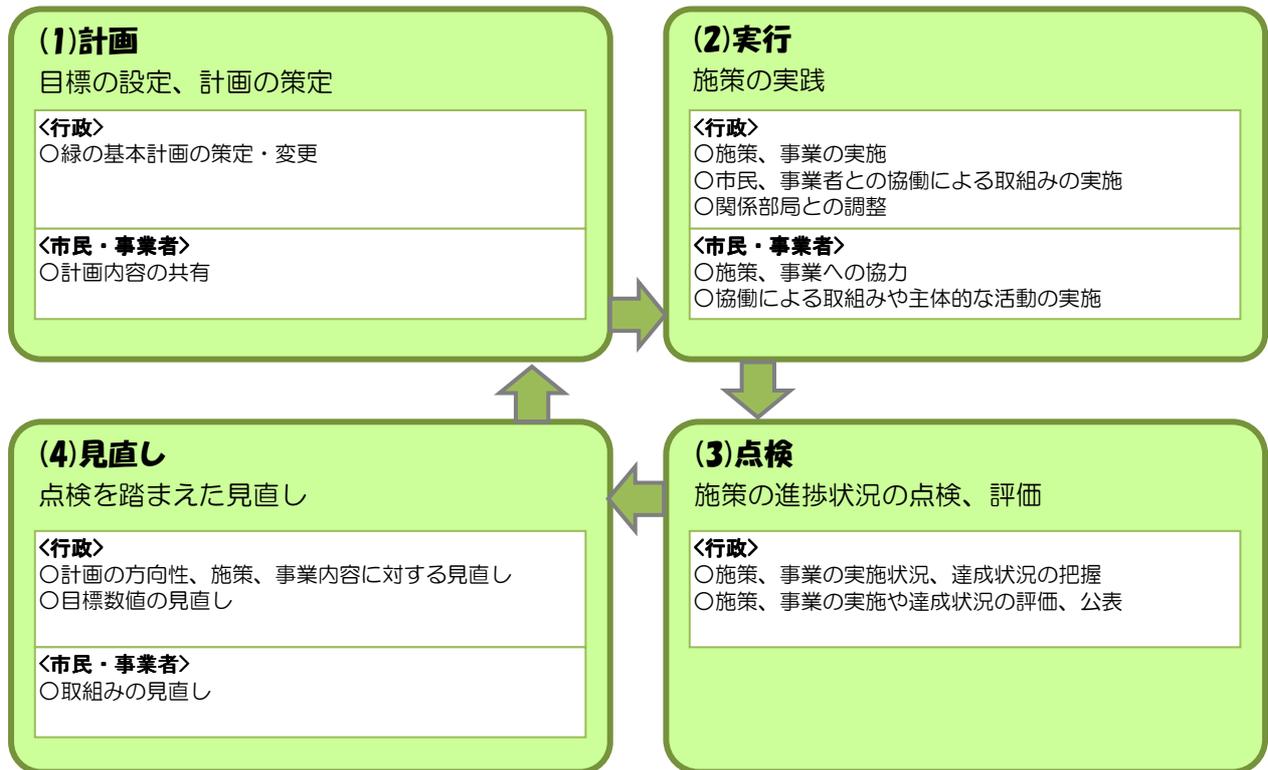
基本目標	施策の方針	取組み	役割		
			市民	事業者	行政
(1) 豊かな自然を有する森林、水辺、農地を保全し、活用する	①市街地をとりまく山林、里山の保全と活用	○法令等に基づく山林の保全			◎
		○山林の維持管理	○	○	◎
		○里山の保全と活用	○		◎
		○集落内の樹林地の保全	○		◎
	②水辺の保全	○河川環境の保全	◎		◎
		○ため池の維持・保全	○		◎
	③農地の保全と活用	○農用地の保全と活用	○		◎
	④市街地に残る樹林地の保全	○市街地の良好な緑地の保全			◎
		○貴重な生物の生息環境の維持	○生物の生息地の保全		
		○生息環境に配慮した整備			◎
(2) 既存の公園を有効活用し、効率的・効果的な公園づくりを進める	①既存公園の改善と活用	○既存公園のリニューアル	○		◎
		○既存公園の活用	○		◎
	②都市公園等の計画的整備	○住区の身近な公園の整備			◎
		○都市レベルの公園の整備			◎
		○効率的かつ効果的な公園整備			◎
	③特色ある緑の拠点づくり	○都市レクリエーション拠点としての公園づくり			◎
		○自然レクリエーション拠点としての公園づくり			◎
	④水、緑、歴史のネットワークづくり	○ネットワークを形成する道路の整備			◎
		○河川、幹線道路、緑道を活かした散策ルートの形成			◎
		○緑の拠点や水辺のネットワークと連携した小広場の確保	○	○	◎
(3) 防災性を高めるための緑やオープンスペースを確保する	①災害抑制のための緑地の確保	○斜面緑地や市街地周辺農地の保全	○		◎
		○総合的な治水対策の推進	○	○	◎
	②災害時における緑地の確保や公園の防災機能の強化	○避難場所の確保		○	◎
		○公園の防災機能強化		○	◎
(4) 地域らしさを醸し出す緑を育てる	①公共用地の緑化の推進	○公共施設緑化の推進		○	◎
		○道路緑化の推進	○	○	◎
	②民有地の緑化の推進	○民間施設の緑化推進(住宅地・商業地・工業地等)	◎	◎	○
		○緑化に向けた法や制度の活用	◎	◎	○
		○大規模建築物等の緑化		◎	○
	③地域のシンボルとなる緑の保全と創出	○主要駅周辺のシンボル性ある緑化の推進	○	○	◎
		○文化財・歴史的遺産等と一体となった緑の保全と創出	○		◎
		○水辺景観を構成する緑の創出	○		◎
	④公園内の緑化の推進	○市民参加による緑豊かな公園づくり	○		◎
		○桜の再生			◎
(5) 市民や地域とともに水、緑豊かなまちづくりを進める	①緑の普及啓発の推進	○緑に関する情報の提供	○	○	◎
		○緑に関する学習機会の推進	○	○	◎
		○表彰制度の検討			◎
	②緑を育てる体制づくり	○市民参加の推進と充実	○		◎
		○人材の登録と育成	○		◎
	③身近な公園の維持管理	○公園緑地の維持管理方法の検討	○	○	◎

◎:主体 ○:協力

5-2 計画の進行管理

緑の将来像の実現に向け、5つの基本目標から展開される取組みについて、効果的な進行管理を進めていくことが必要となります。そのため、取組みについては、計画～実行～点検～見直しの継続的なサイクルで進行管理を進めます。

なお社会・経済情勢の変化とともに、上位計画である飯塚市総合計画、国土利用計画の見直しに応じて、地域の実情を踏まえながら、必要に応じた柔軟な見直しを行っていきます。



▲進行管理のしくみ

(1) 計画

本計画は、市民意識調査、市民懇話会の提案を踏まえ、福岡県、庁内各課との調整を踏まえながら、策定しました。

(2) 実行

基本計画に基づき、各施策、事業を実施します。実施にあたっては、市民、事業者と目標や方針の共有を図りながら、協働により推進します。

(3) 点検

行政は、事業の実施状況について把握するとともに、アンケート調査等をもとに、評価・点検を図り、その結果についてホームページ等により公表に努めます。

(4) 見直し

概ね 10 年後の中間年次には、それまでの目標の達成状況の点検を踏まえ、基本計画に掲げた取組みを確認します。この際、市民意向調査等により目標達成状況や市民の活動実態を調査分析し、市民と行政との協働により、計画の方向性や施策を見直します。

